

平成 26 年度第 5 回障害者地域自立支援協議会 全体会

日 時 平成 27 年 2 月 20 日 午前 10 : 00 ~ 12 : 00

会 場 市役所 802 会議室

出席者 豊田部長 古川課長 永松主査 三谷主査 川和主任 中西委員 松井委員
遠藤委員 冨田委員 宮本委員 佐野委員 三木委員 土居委員 有賀委員
井上委員 相澤委員 崎田委員 風間委員 山本委員 塚田委員 氏平委員
八町委員 大田委員 細川委員 (代理) 田丸委員 福田委員 恒川委員
光岡委員

欠席者 伊藤委員 松尾委員 吉田委員

手話通訳 二村さん 佐藤さん

他 傍聴者 1 名 委員介助者 2 名

古川 みなさんおはようございます。それでは定刻となりましたので、これより障害者地域自立支援協議会第 5 回の全体会を開催いたします。中西会長進行よろしく願います。

中西 おはようございます。本日、欠席の方は八王子特別支援学校の吉田委員、市民委員の伊藤委員、それから松尾委員の 3 名です。また、本日傍聴でインドからの研修生がいらしてます。それでは議事に入る前に事務局から配布資料の確認をお願いします。

事務局より資料の説明

中西 はい、ではなければ協議に入りたいと思います。2 の計画策定の状況報告について事務局から報告をお願いします。

事務局より計画のパブリックコメントの結果について報告

中西 はい、ありがとうございます。今のところで御質問等あればどうぞ。

福田 よろしいですか。今のところに関連し、確認しておきたいのですが移動支援と同行援護についての違いについてお願いしたいのですが。

中西 では、事務局お願いします。

古川 はい、同行援護というのは総合支援法という法で定められている生涯福祉サービスで、専門的に言うと自立支援訓練等給付に入ってきます。つまり国と市がそれぞれ負担をしながら負担金を出すサービスです。同行援護というのは対象者が視覚障害の方、特に視覚障害でも軽度の方ではなく症状が重い方を対象にするサービスになります。移動支援事業というのは、同行援護とは別に市町村が地域の特性に応じて行う事業になります。なので、国からの補助金と市の方も一般財源として行う事業になります。こちらの対象者は同行援護の対象とならない軽度の視覚障害の方と知的、精神の障害を持っている方を対象としているサービスになります。

福田 共通の理解でしたので安心いたしました。職員の中に誤解していらっしゃる方

もいるようですので統一をお願いしたいと思います。以上です。

中西 では、よろしく申し上げます。他に御意見ありますか。

崎田 移動支援について法人もガイドヘルパーの方の募集を色々な手立てで努力をしているんですが、中々人手不足が深刻で、法人としては短いガイドヘルパーの場合には割り増しをするなど工夫をする自助努力の考えはあるんですが、事業所側の苦悩しているところも理解していただき共に何か手立てがあれば一緒に考えていけたらなと思いますのでよろしく申し上げます。

中西 はい、人材不足が深刻だということですよ。介護券関係もそうなんですけど、市の方でこういう人材募集等に関して考えているところはありますか。

古川 障害者福祉サービスに限っての人材の確保というのは施策としてはまだ出来ていないところですが、介護人材というところだと東京都の方でも新しく人材の関係の施策を行うというのがありますし、その辺りも見ながら皆さんと協力してやっていけるところはやっていきたいと考えております。

中西 中々、介助単価というのはあがっていかないところがあり、その中でニーズが大分障害者プランとか増えてきているのは良いですね。増加傾向にはあるのは確かなんですかね。では、他に何か御質問ありますか。

大田 これを見ますとほとんど要求が多いですよ、質問の仕方にもよるんでしょうが、提案を出させる手法がないのかなと欲しい欲しいばかりで進展がないように思えるんですが。そう感じました。

中西 ありがとうございます。それでは、これについての質問はこれでよろしいですか。

田丸 質問ですが、地域生活支援拠点等の整備というのは八王子市ではいつごろから整備を始めるのですか。

古川 今、これに先立って活動報告の中でもあると思いますが地域移行の部会でもこれについてどういった形がいいのかという検討をしているところではあります。まずいつ八王子市として整備ができるかというのは中々難しいところではあるんですが、これは国の方でも体系的な話を具体的には示されておらず内容についても充分に示されていないところですので、その情報を見ないことには、いつ八王子市で行いますということは言えない状況です。けど、29年度には作らなければいけないと国の方からも言われてますので、それまでには作るという事でよろしいでしょうか。

田丸 わかりました、ありがとうございました。

中西 では、他に。

遠藤 先ほどの質問で何々して欲しいというところがありましたが、前回の計画の時には皆さんでパブリックコメントについて、こういう風に対処したというものを出したように記憶しているんですが。毎回これは受けるだけではないですよ、こういった意見がありましたというものですよね。

三谷 はい、計画昨栄委員会の中でこういう御意見があり、尚且つ市としてこういう考

え方でこれに対して回答しますというのは行っております。本日はそういった御意見の御報告させていただいた位置づけです。

遠藤 結果というのは、やっていますよということですね。

三谷 公表もいたします。

遠藤 そうですよ、もう少しフォローしていただければ、これに対してはこういう風にフォローしますよと言っただけだと納得いただけると思いますね。

大田 こういう意見を聞いた、その後予算との照し合せみたいなものをして出来るというのは、市の仕事としていつぐらいにわかるんですか。

三谷 まず、これに対する意見の回答といたしまして予算ありきの回答にはならないんですね、やはり市として行うべきなのかどうか考えたうえでの回答になっております。この計画は3年計画でございますので、来年度予算というのは基本的に固まっておりますので、2年後3年後に向けていただいた御意見として反映していこうとは思っております。先ほどの御質問とも絡めまして、そうした市の見解の公表日といたしましては2月末から3月あたりに行いますので、そちらをお読みいただければと思います。

中西 はい、ではよろしいですか。計画の方は市民の意見を入れて作られているので、それに対して更に一般市民からの意見募集もしたということなんですね。民主的に運営されているわけで、それをいつ意見の全てを反映させるというのは継続的な今後の委員会の各部会の中で具体的な提案していこうという事になっています。土居さんいかがですか。

土居 今の説明としてはいいかと思うんですけど、自立支援協議会は計画策定のモニタリングをするわけなので、今のパブリックコメントの結果についてはホームページで御覧下さいというよりは委員の方には配布をしていただけたらなど、今後の大事な事ですので。

三谷 それではですね、ホームページに公開した後にはなりますが、皆様にデータあるいは郵送の形で配布したいと思います。

中西 では、これで質問の方はよろしいですか。続きまして各部会の活動報告に移りたいと思います。

中西委員より地域移行部会の活動報告

以上です。次に権利擁護部会はいかがですか。

土居委員より権利擁護部会の活動報告

中西 ありがとうございます。ここまでのところで、御意見や御質問ありましたら。

大田 ガイドブックのところでの説明で、学校で取り上げていくというのはすばらしいと思いますが、説明の中で教育委員会として取り上げていくのは難しいという話ですがどういうことなのか。今、社会問題として虐待の問題は盛り上がっている中で学校が取り上げるというのは非常にいいチャンスだと思うし、せっかくガイドブッ

ク作って活きる道だと思うんですね、この委員会で努力してきたものを活かすチャンスだとも思いますが。

古川 教育委員会が協力してくれていないわけではなく、昨年の夏休みに教員向けの研修というのを例年行っていますが、先生向けのプログラムに障害者の差別禁止条例の研修を1コマ新たに入れていただいて先生たちにも研修していただいております。土居委員が言われたのは、生徒にというところを含めて。

土居 教員の方も、あくまで学校側の自主的な判断に任されているというところで、もっと開設はあるんだけど2校で留まっているところで新しく開設する場合は、少なくとも研修を一度は受けていただくような、市の職員の方は一度は受けるという取組があるので、そういったことを教員の方にもしていただけたらという意見です。

古川 まだ、特別支援学級の開設をする予定するところに今年度は新たな取組として声を掛けて2校お返事いただき、まだ少ないんですがそこを糧にしてやっていただける学校を広げていきたいなと思っておりますが、ただ学校の方と話をすると中々カリキュラムがきっちり決まっていて、その中に新たなものを入れ込んだりするのは、先生方もお忙しい中で難しいところではあります。私どもも今回は言うタイミングが遅かったところもありますので、今後はカリキュラムへの対応が出来る早いタイミングで調整できるようにしていきたいとは考えております。

大田 是非ね、今後の時間があるところで少しずつ入れることはできると思うんですね。

土居 生徒向けですかね、このガイドブックも生徒さん向けではないので、教材になるような子どもさん向けのものを作るというのも課題かなと考えています。

豊田 福祉部長の豊田です。こちらにつきましては、市役所内部で対応をしていかなければいけないと考えております。ただ、この福祉の部分においては先生方にも理解されていないところもあるかと思っておりますので、そういったところを加味しながら教育委員会とはなるべくやってくださいという協力体制をとるように働きかけはしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

中西 ありがとうございます。他に。

八町 権利擁護PTの方で店舗だとか不動産業者、金融機関に訪問調査を行っているということで、イベント開催にも係わるということですが、イベント開催にむしろ調査したところみたいな、ようは普通の市民が集るところをまず中心にやってそこがきちんとそういった配慮が広がっているというのを見て市民に啓発していく、市民が行く先でそういった配慮をしているというところは啓発につながっていくという視点も入れて、一般市民向けにというのではなく個別に調査したところにあたっていくということも一つの案かなと意見としてあげさせていただきます。

土居 ありがとうございます。

松井 権利擁護PTの精神科病院への調査で遅れている主な原因というのは何なんです

か。

光岡 権利擁護PTの調査を担当しておりますが、精神科の病院で難しいところの一つはどんな内容の調査をするのかというのをかなり事前に知りたいと言うので、調査票を送ったんですが、その調査票を病院の中で検討して返事しますというところで終わってしまう。時間が経ったところで再度連絡すると委員長の確認が取れていないなどの理由で先延ばしされてしまうというのがあります。もう一つは病院の中に入るとなったときに特に精神科の病院ですと閉鎖病棟があったり、関係者以外入れないところが多くて、病院に訪問に来るということに対して抵抗を示されるところも多くあります。もちろん病院によっては受け入れてくれるところもあり調査は終わっているんですけども、残っている病院は決裁がまだ取れていないというのと、調査内容を把握した上で返事しますというものの返事待ちというところですよ。

松井 精神病院協会とかそういったところを通してやってもらうことは出来ないんですかね。

光岡 元々は、前年度に病院の調査を始めたんですけどもそのときは市の地域医療課に窓口になっている方を紹介していただきその後部会で調査依頼をかけるという形でしたので、あくまで市の方が依頼の打診をしていただいた後、部会でお願いという形なので精神病院協会などのネットワークは使っていない状況です。

中西 市の方で何かありますか。

古川 そういった協会を通じてというのもあるかと思いますが、地域の病院なので市の方の担当所管から声かけをしてつなげさせていただいていたんですが、なかなか返答がいただけないということなので、ここはこの間の権利擁護部会でも話があったところなので、市の方で再度確認をさせていただきたいと思います。

中西 八王子は精神病院が多いので、この調査が進められるように部長の方も応援していただきたいと思います。では、風間さんどうぞ。

風間 イベントPTについてなんですけど、前から思っていたんですけど、別の市で小学生とかの夏休みの研修というので、私のところに来てくれた事があるんですけど直に触れて実際に働くことによって、あとでアンケートなどをやるとすごく反響があったので、そういう風にやるところを募って来たらどうか。あるいは、学校の運動会や文化祭に障害者の団体を出店させてもらって、彼らと直に触れることによって偏見というのはとれていくのかなと思うので、そういった機会を作っていただくといかないかと思いますがいかがですか。

土居 部会の中でもどう地域に広げていくかという八王子は広いですし、ただ八王子は広い分障害福祉の事業所が沢山あるので、今、風間さんがおっしゃったように事業所の方がその地域でお祭りだとか近隣の学校とかで出店をされるとかイベントに参加するとかということを積極的にやっていくことが差別の問題とかもこちらから提供する中で、具体的には全部を自立支援協議会で行うのではなくコーディネートと

いか窓口的なものをやらせていただいて、実働としては地域で実際に当事者の方と活動している方たちにどう協力していただくかだと思います。研修も市役所で年に何回かやるというのではなく地域でやっていかないと八王子の場合は難しいのかなと思います。ただ今、風間さんがおっしゃったように周知についてはもっと地域にいる団体の方にどう担い手を増やしていくかというのが今後の課題かなと思います。

風間 一緒に何かやることによって殻が取れていくのかなと思いますので、そういった機会は是非やってほしいですね。

土居 グループホームなんかの建設において反対があり、中々住民の方の同意が得られないというような話があって、その中で市の方も先ほど話がありましたが条例の改正がありその中で防災に関して地域との連携を強く進めていますけれども、そういう意味では閉じられた施設が空間であることによって虐待などの問題も起きやすいので、やはり地域に出て行くことをもっと取組んでいければそういった問題も解決していくのかなと思うので、そのあたり事業所さんに対して市の方も今度説明会を行うということなので、地域との関わりをどう増やしていくのかお声掛けいただくとありがたいし、自立支援協議会の部会としても取組を今後どう進めていくか検討していきたいと思います。

中西 他に御意見ありますか。では、宮本さんどうぞ。

宮本 防災マニュアルのPTの所ですが、マニュアルを作り配布する予定と書かれておりますが、確か計画策定委員会の中でも話が出たと思うんですが、防災マニュアルの利用については防災訓練のときに利用できないかという意見があったかと思うんですが防災訓練をする所で、もし訓練をする場でマニュアルを使うのであれば、それが現場で使い易いかどうかを改めて検討する必要があると思います。そのあたり確認していただきたいと思います。

中西 防災マニュアルについて、塚田さんいかがですか。

塚田 今、宮本さんが言われたような視点では作っていないんですね、支援する際の注意点などが書いてあるので、昨年度配布しました支援者マニュアルのほうは町会自治会に送付はしていますが、それを見てすぐに地域での防災計画に使えるかという風にはならないですね、そこを思ったらもう一度作り替えるぐらいなことをしないと中々難しいのかなと思います。あと、本人向けの防災マニュアルも作っております、市は印刷の予算化やマニュアル作りの人員の配置など一緒に取組んでいただいておりますが、ガイドブックと同じようにどう活用するかということになると出来て終りということではないので、何事もそうですが成果物は出来るけどそれをどう周知、広報していくかというのは自立支援協議会全体の課題として進めていかなければいけないかなと思います。

中西 宮本さん、さらに御意見どうぞ。

宮本 正直に言いますと今の話しは遅すぎるなと感じます。実際に市が担当され散る防災訓練では 2 つありました。一つは総合訓練、もう一つは課題別の訓練です。課題別の訓練というのは聴覚障害者関係者で言いますと、手話通訳が出来る人を除いて、一般の人たちに筆談をしてもらおうとかコミュニケーションの実体験をしてもらおうなどの課題訓練をしました。実際に地震が近々に起こるといわれている中で、今のお話を聞くと地震に対する知識が低いように感じます。以上です。

中西 では、市の方からいかがですか。

古川 防災マニュアルの障害者の方を支援するマニュアルについて、これは内容については地域の誰度も支援できるようにわかり易く簡単な文言でまとめています。これについては昨年の秋に市の総合防災訓練が行われました。その時にマニュアルを活用した訓練を施設の入所者や地域の民生委員さんなどにも協力していただき始めて行っていますので、今後も市の防災訓練だけでなく地域での防災訓練などにも活用してもらおうように啓発していこうと考えています。

中西 はい、ありがとうございます。では、土居さんの方から。

土居 先ほど権利擁護の方で地域との連携というお話をいただいて福祉ということで行うと来る方が限られてしまうので、そういう意味でこの防災というのは地域の方と高齢者や要援護者の方達と地域でどう取組むかということはそれを一緒にやることで障害の理解も得られていくということで、本来的には防災の部会があって具体的な防災訓練や地域の方とどうやっていくのかということを今後は検討していく必要があるのかなと意見としては思いました。

中西 他には意見ございますか。では、次に就労部会の方から報告をお願いします。

氏平委員より就労支援部会の活動報告

中西 ありがとうございます。質問、御意見ありますでしょうか。では、就労B型利用者のアセスメントというのは国から義務付けられている行事になるわけですか。

古川 そうですね、もともと省令といいますか法律でいきなりB型の事業所に行くということとはできないんですよ、就労移行支援事業所を活用し、そこでアセスメントを受けて一般就労を目指す方、難しい方はB型という仕組みがあったんですけども、そこが経過措置で特別支援学校の卒業生についてはそれを行わなくても直接B型の事業所を利用できるという経過措置がありましたが、その経過措置がこの3月をもって外れてしまうということで、対応としてどうしていこうかというところで氏平委員の話だったと思います。

中西 一般就労を目指すのが目的なんでしょうけど、今後もB型でやっていきたいという人も1回アセスメントということで中々混乱が起こりそうな感じですよ。松井先生この辺について御意見などありますか。

松井 就労移行支援事業所の方にそれだけのアセスメントが出来る力があるのかという問題が基本的にあって、そこをきちんとしない限りは単なる形式的なものにしか

らないので、そこが一つの課題ではないかと思います。

中西 八王子の就労移行支援事業所というのは何カ所あるんですか。

古川 7カ所くらいだったかと思います。ただ、その中でも移行支援事業所として指定は受けていますが全然利用者がいなくて実質活動できていない所もあります。

中西 何名くらいが対象となるんですか。先ほどの30名で終わるんですか。

氏平 学校の中で集約されているアセスメントの対象者は大体市内全体で30名となる予定となっています。先ほど話があったように移行支援事業所がアセスメントといっても、もともと非常に活動の内容に特徴があるところですから、例えば30名の中でも比較的障害としては軽度なだけけれども不登校があったりして作業する力がある方のアセスメントをする場合と、B型を希望されているけれども生活介護なのかB型なのかどちらかを考えている方のアセスメントではやはり同じように行って大丈夫なのかということもあったり、生徒の方も就労移行の方へ行きたいわけではなくB型に行きたいのに就労移行でアセスメントをするので、きっと御本人の負担が非常に大きいんじゃないかということは学校も事業所側も心配はしています。なので、どこの移行支援事業所がこういったアセスメントが出来るのか整理からしないといけないと思います。

中西 色々問題がありそうですね。制度上の都合でしょうがないのかもしれませんが、それぞれの事業所は大変ですよ。土居さんの方で何かありますか。

土居 私たちが係っているのは生活介護ですが、大きな考え方としては賛成なんですけど、というのは1回就労移行に入った方を一般就労に向けるというのはすごく難しいそれは精神的にも意識としてもそうですし環境的にも全く違うので、そういう意味で若い時、新卒の時に体験として先ほどから出ている話などのような問題はありますけれども就労というのは能力がある無いだけでないですがそこに向けての一つの試みということでは今までのギャップがあり混乱はあるのかなと思います、考え方としてはそれも良いのかなと思います

中西 ありがとうございます。では、ここで少し休憩を入れたいと思います。

休憩

中西 では、時間となりましたので再開します。先ほどの就労部会の方での御質問等ありますか。では、崎田委員お願いします。

崎田 日中活動の中の就労支援部会が立ち上がったということは素晴らしいことですが、こうやって議事録を拝見させていただくと、生活介護のほうを今後どうしていくのか皆で考えていかないといけないかなと思います。

古川 福祉就労グループの中では生活介護のことについて課題は出ていますが、まだ今年度新たに立ち上がったということもあり、まずは就労継続B型のところについて中心に話して、そこから生活介護との課題のつながりもあるので、今後そこへつなげていこうという話は出ておりますので、次年度以降検討していこうと思います。

中西 ありがとうございます。では、宮本委員どうぞ。

宮本 この話を見てB型中心でというところで、お話をさせていただきます。企業顕彰についてというのが質問の中にありますが、先ほどの記述を見ますと去年立ちあがったという話ということで仕方が無い面があるのかもしれませんが、企業顕彰というのは法律に関わりがあるところなので、そちらの面も調べた方がいいと思います。もう一つ企業顕彰があるということで、今後も色々な企業に対して顕彰というのは増えていくと思いますので、企業に対して顕彰しただけで終わってしまうのはもったいないと思います。というのは、障害者高齢者雇用促進機構というのがありますがそこは定期的に数年に一回マニュアルみたいなものを作成し発行しておりその中に優良企業の顕彰の紹介が載っています。なので、顕彰したというだけでなく、そういった情報を先ほどの機構につなげて載せてもらうような取組も必要ではないかと思っています。発展的な取組み方を考えてもらいたいと思います。以上です。

中西 ありがとうございます。御意見をいただいたということで、事務局の方からどうですか。

古川 御意見ありがとうございます。この企業への顕彰制度については障害者計画の中でも、この仕組みを考えていこうと位置づけておりますので、来年度以降どういった仕組みが良いのか早速このグループを中心に考えていきたいと思っています。また、宮本委員のおっしゃった、そういった顕彰して終わりではなく情報発信の部分でも併せて考えていきたいと思っています。

中西 はい、ありがとうございます。では土居委員。

土居 先ほどの崎田委員がおっしゃったことは、生活介護だけど作業している所、就労なだけで福祉的就労で言えば生活介護も作業をやっている所も多いからB型だけでは足りないのではないかという意味ですかね。まあ、それに対しては今話しがあったようにそういった所にも取り入れていくという考えがあるということでしたので部会が就労なのでそうなんです、作業をやっていない生活介護とか色々な事業所が沢山ありその情報が中々個々に1件1件あたるという様なことしか出来ないんで、事業所自体も色々な会議とか行くと、横のつながりがほしいというところもあり、そういった意味で八王子は沢山事業所があるので、横のつながりとか情報共有とか質の向上とかも含めて市として取組むべきではないかという意見は出ていますね。そこは就労だけではなく今後の課題かなと思います。グループホームもそういう意味では2013年度に地域移行継続部会のほうで調査いただいた結果としてソフト面での、単に建物だけを作るのではなく運営をどうしていくかということの支援が必要だということでは前回計画のところでは言わせていただきましたが、グループホームの指定も八王子市になるので、今までは毎年東京都でグループホーム設立の説明会を開催していたり、またグループホームの運営協議会を作られて東京都の居住支援課が事務局を担って研修を開催したりしている。グループホームの

方は日中が休憩なので、中々日中に研修を受けに行くのが難しく、また一般の事業所の方も都内まで行くのは大変だという中で、グループホームの方はもっと時間的な余裕が無いのでそういった意味では八王子のほうで研修なんかも取組めるとより質の向上が図れるのかなと思うので、今後市が中核市になったことを機に市と共に私たちも一緒に取組んでいく必要があるのかなと思います。

中西 はい、ありがとうございます。来年度の活動の内容にまで話が至っているようですね。すけれども次の議題の来年度活動について入っていきましょか。今、就労移行の方は先ほど来年度の活動計画の報告はいただいたので、権利擁護部会の方先にお願ひします。

土居 権利擁護部会の方も先ほどお伝えしましたので御意見があれば。

中西 委員の変更が確か権利擁護部会でありましたよね、どなたが交代になりましたか。

土居 吉村さんが入りました。

三谷 今、部会の委員の変更に話しが進みましたが、その前に少しだけ来年度のことについてなんですけれども、私どもの方で差別禁止条例のことについて少しお話をさせてください。国の方で皆さんもう御案内のとおりだと思いますが障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、差別禁止法でございますがこれが平成 25 年の 6 月に交付されまして来年平成 28 年 4 月に試行される予定になっています。これに関しましては国の方から障害を理由とする差別の解消を推進に関する基本方針、これから施策をどういう風に実施していくかということを決めた基本方針の原案を作っています。先々月ですが 11 月 26 日から 12 月 25 日までの日程でパブコメも終わった状態です。そのパブコメを反映しこれからどのような基本方針を作るか私たちとしても注目している所ですが、そもそも法律の中で地方公共団体というのは障害を理由とする差別の解消の推進に対して必要な施策を策定し及びこれを実施しなければならないと決められております。その中で私ども差別禁止条例を持っておりますけれども、この基本方針の内容を確認してどのような変更あるいは付け加え等をしなければならないのかを来年度検討させていただきたいと思ひます。その検討をするにあたりまして御意見を聞かせていただきたいところでございますが、御意見を聞かせていただける場として運営会議の場をお借りして頂戴したいと思ひます。その結果につきましては全体会のほうでも随時報告し情報共有をさせていただきたいと思ひます。以上です。

中西 まあ、条例の改正時期にもあたっているんで、また国の方で差別解消法も出来たのでそれに沿って改正していく中で市の特色も加えて作っていきたいということですね。じゃあ権利擁護部会来年度は盛りだくさんとなりますね。それから地域移行部会以外では来年度、児童の支援の部会を持ちたいということで三木委員のほうから少し説明をしていただけますか。

三木 はい、児童期というか障害があると分かってから、受け止めてから需要の問題と

か学齢期にどのような子育てをしていくのかという児童期特有の問題があるのかなと、昨今虐待のことも言われておりますし色々児童期ならではの問題を考えていかなければならないと考えています。児童期には児童福祉法のサービスと総合支援法のサービスの両方を受けるようになりますが、児童福祉法は18歳で切れてしまうこともあり、また子家セン絡みの困難ケースとか沢山ありますが18歳になったらきちんと移行していくということも含めて子どもの時期と若者の時期というか部会の名前も含めて、部会を立ち上げられれば良いなと思っています。4月からというのは時期的に準備が難しいので下半期にと考えていますが、市の方で障害児の対応を論議している場所に加えて養育機関等にも参加していただいでやっていきたいと思いますが人選等も含めて来年度考えていきたいと思っています。

中西 はい、ありがとうございました。市の方で何か補足ありますか。

古川 今、三木委員からありましたが、ここで策定しました障害者計画が来年度よりスタートしますが、そこの中でも新たなものとして障害児支援、今までも項目としてはあったんですがそこに市としても力を入れていきたいと考え計画の中でも特だして見えるような形で位置づけているところです。そういったところの施策を是非実効性のあるものとしていただきたいというところもあって名称はまだ分かりませんが子どもの関係の部会を立ち上げていただいで市と協働でやっていきたいなと考えております。

宮本 今、お話しがあったような部会の立ち上げには賛成です。ちょっと疑問に思うのは知的障害、発達障害の子どもに対するというところで疑問に思います。どうして聴覚障害、視覚障害、身体障害の子どもたちを含めないのかというところに疑問に思っています。

三木 考えないということではなく、例えば一例をあげて課題として細かい所が出てきたときにそこを一緒に論議する場があるほうが良いのか、別々のワーキンググループのようなもので考えていく方が良いのかという会議の持ち方に関しての事を言ったのであって障害児という全ての障害に関して考えていきたいと思っています。

中西 よろしいですかね。はい、ありがとうございます。あと地域移行部会では医療等福祉の協会のことについても勉強していきたいと思っております、ヒヤリングを今後行っていく予定です。先ほど土居委員からありましたグループホームの組織化の問題についても地域移行部会が取組まなければいけない課題だと認識しております、どういう形で組織立っていくのかというのを今後検討していきたいと思っています。ではここまでのところで御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。色々な問題が来年度出てきているので、取組を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。では、来年度の日程について事務局の方から。

事務局より資料4平成27年度会議室予約状況について説明

中西 年間計画が出ましたので皆さんお願いいたします。では、今日の議事はこれで終

了します、事務局にお返しします。

古川 中西会長、ありがとうございました。また、委員の皆様もお疲れ様でございました。今年度の協議会はこれが最後になります。来年度の日程ですけれども、次回 5月 8 日金曜日 802 会議室にて開催いたします。通知の方は後日お送りいたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

閉会
